

「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」について

消費者庁 食品表示課 保健表示室
栄養成分表示係長 日吉 統子

はじめに

容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に基づき、2015年から栄養成分の量及び熱量の表示（以下「栄養成分表示」という。）が義務付けられ、栄養成分表示は、消費者のふだんの食生活において利活用されている【図1】。

一方で、消費者庁が実施した「令和4年度食品表示に関する消費者意向調査」¹⁾では、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合は約7割にとどまっている【図2】。また、知っていると回答した者の中で、ふだんの食生活で栄養成分表示を参考にしていない者の割合は約4割となっており【図3】、消費者が栄養成分表示を一層利活用しやすくする取組が求められている。

2024年度には「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」（以下「健康日本21（第三次）」という。）²⁾が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境

づくりが推進されている。これを好機として、栄養成分表示等を通して、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングを迎えている。また、望ましい栄養・食生活の形成に対する関心の高まりから、諸外国では、栄養成分表示に加え、包装前面に栄養に関して分かりやすく消費者に訴求する表示を導入する動きが活発化している【図4】。こうした動向を背景に、WHO（世界保健機関）は2019年に³⁾、コーデックス委員会は2021年に⁴⁾、それぞれ包装前面栄養表示ガイドラインを公表している【図5、6】。これらのガイドラインでは、包装前面栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであるべきであり、また、各国で政府が推奨する包装前面栄養表示は一つだけであるべき旨が規定されている。

こうした背景を踏まえ、消費者庁では、2023年度に「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」を、2024年度及び2025年度に「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を開催し、延べ10回にわたり、消費者、食品関連事業者、有識者等の各々の立場から議論いただいた内容を基

図1 食品の熱量や栄養成分の量が分かる栄養成分表示制度

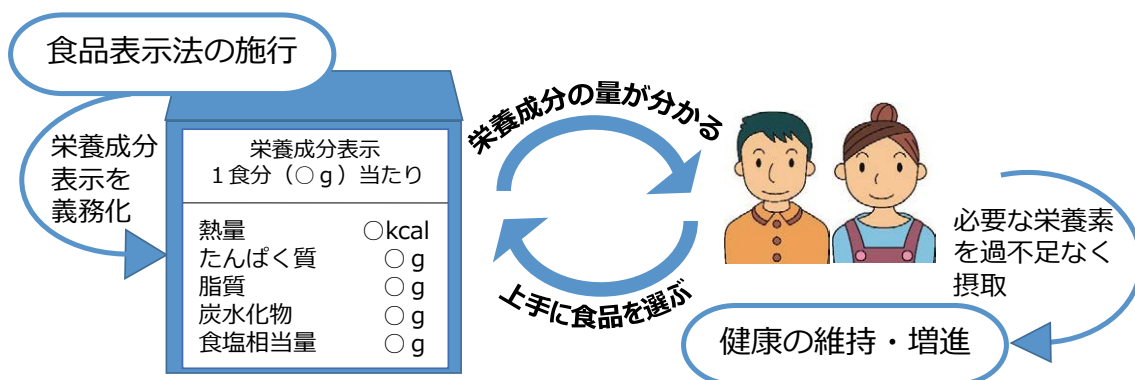


図2 消費者における栄養成分表示の認知度

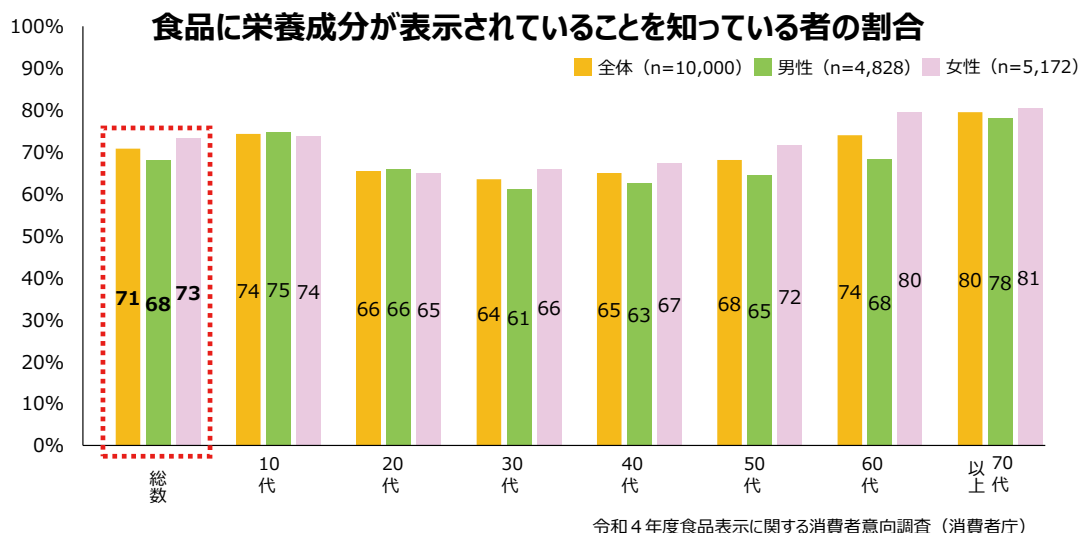


図3 消費者における栄養成分表示の参考の程度

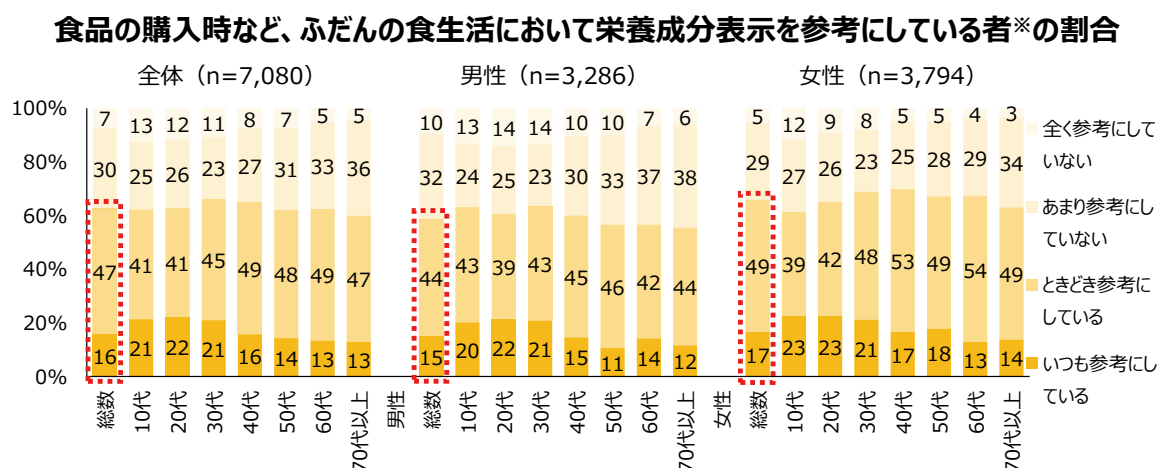


図4 諸外国における包装前面栄養表示の取組事例

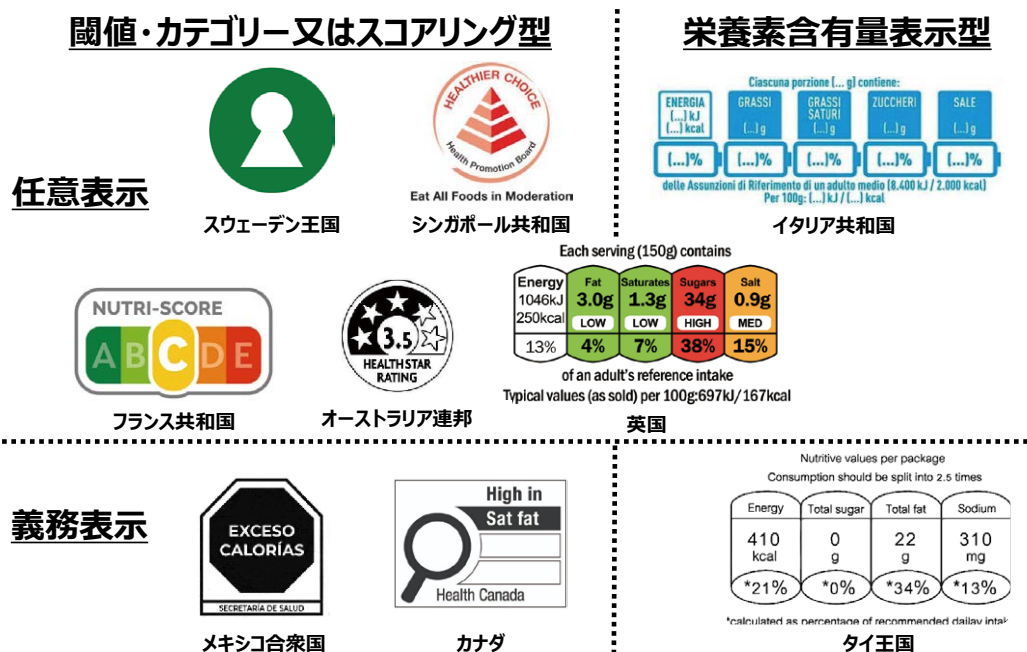
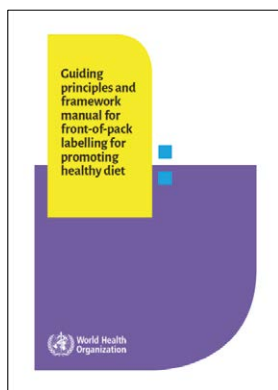


図5 WHOにおける包装前面栄養表示ガイドライン



- FOPNLは、WHOやコーデックス委員会のガイドライン等の健康・栄養政策に沿ったものであるべきである。
- FOPNLの効果を高めるように、単一の取組を開発すべきである。
- FOPNLのためには、栄養成分表示の義務化が前提条件である。
- FOPNLの一部として、モニタリングや評価する仕組みについても開発すべきである。
- FOPNLの目的、対象食品及び一般原則については、理解しやすく、かつ、簡単にアクセスできるようにすべきである。

FOPNL : Front-of-Pack Nutrition Labelling

Guiding principles and framework manual for front-of-pack labelling for promoting healthy diet (WHO)

図6 コーデックス委員会における包装前面栄養表示ガイドライン



- 国内の法律に沿って、任意又は義務とすることができる。
- 各国で政府が推奨するFOPNLは1つだけであるべきである。
- 根拠に基づいた国又は地域の食事ガイダンス若しくはそれがなければ健康・栄養政策に沿ったものでなければならない。
- FOPNLは政府主導であるべきであるが、民間部門、消費者、学界、公衆衛生学会などを含む全ての利害関係者と協働して開発すべきである。

GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING CXG 2-1985,

ANNEX 2: GUIDELINES ON FRONT-OF-PACK NUTRITION LABELLING (コーデックス委員会)

に、食品表示基準に位置付けない任意のガイドラインとして日本版包装前面栄養表示ガイドラインを取りまとめた。以下では、その内容について紹介する。

目的

日本版包装前面栄養表示ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）では、食品関連事業者等が一般用加工食品に包装前面栄養表示を導入するた

めの一般的な取扱いやその望ましい在り方を示している。本ガイドラインを参考とした包装前面栄養表示の取組を通じて、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待される。

なお、本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けない任意のガイドラインである。

定義

日本版包装前面栄養表示は、食品の容器包装の前面等の消費者がを見つけやすい箇所に、消費者庁が示す様式を用いて栄養成分等を表示する取組である。本取組は、当該食品の1食分当たりの熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものである。

日本版包装前面栄養表示の対象となる栄養成分等は、我が国の健康・栄養政策の方針を示す健康日本21（第三次）における栄養・食生活の目標に関連するものとしている。熱量並びにエネルギー産生栄養素であるたんぱく質、脂質及び炭水化物の量は消費者の適正な体重の維持に資する情報であり、肥満、若年女性のやせ及び低栄養傾向の高齢者の減少に貢献し得る可能性がある。また、食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報である。

ガイドラインの範囲

日本版包装前面栄養表示を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分が適切に設定できるものを想定している。この場合の1食分の量は、通常、消費者が当該食品を1回に摂取する量として、食品関連事業者等が定めた量とする。

日本版包装前面栄養表示は、日本人の食事摂取基準（2025年版）の18歳以上の成人の推奨量等を基にした栄養素等表示基準値を用いることから、例えば、18歳未満の子供向けに製品設計されている食品において、日本版包装前面栄養表示を導入する際には留意が必要である。また、コーデックス委員会の包装前面栄養表示ガイドラインにおいて対象外として位置付けられている食品を参考にし、健康増進法（平成14年法律第103号）における特別用途食品のうち病者用食品及び乳児用調製乳並びに酒税法（昭和28年法律第6号）における酒類については、日本版包装前面栄養表示においても範囲外とする。

基本的な表示方法

（１）様式

消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式は、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の文字並びにそれぞれの数字を記載する枠内に加え、枠外上段「1食分（○ ○）当たり」及び枠外下段「％は1日の摂取目安に対する割合」の文言で構成している【図7】。当該様式を参考にして、食品の容器包装の前面等の消費者がを見つけやすい箇所に表示する。

（２）食品単位

日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位の設定については、当該食品の1食分とし、当該1食分の量（例：○本、○袋などの個数又は○gなどの重量等）を併せて表示する。

図7 消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式

1食分(1袋)当たり				
エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
301 kcal	11.3g	16.3g	27.9g	1.9g
14%	13%	23%	9%	27%

％は1日の摂取目安に対する割合

なお、食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましいが、困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位については、当該食品の1食分とする。

(3) 栄養成分等の量

日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量については、栄養成分表示と同様に販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示の値と一致させることが望ましい。ただし、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量を摂取時の状態における栄養成分等の量とすることが可能である。

(4) 栄養素等表示基準値に占める当該量の割合

栄養素等表示基準値は、日本人の食事摂取基準(2025年版)の18歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値であり、1日当たりの栄養素等摂取量の目安である。

なお、日本版包装前面栄養表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合の表示方法については、消費者の視認性確保の観点等から、小数第1位を四捨五入して整数で表示する。ただし、四捨五入して栄養素等表示基準値に占める割合が0%となる場合は、「<1%」や「1%未満」と表示することが望ましい。

(5) 表示位置

日本版包装前面栄養表示の表示位置は、食品の容器包装の前面であり、主要面(通常、商品名が記載されている面)を原則とする。ただし、容器包装の前面が明らかでないものやスーパーマーケット等で食品を陳列した状態において容器包装の前面が見えにくくなることが想定されるものについては、消費者が食品を選択する際に、容器包装の見つけやすい箇所に表示する。

(6) 様式に用いる文字及び色

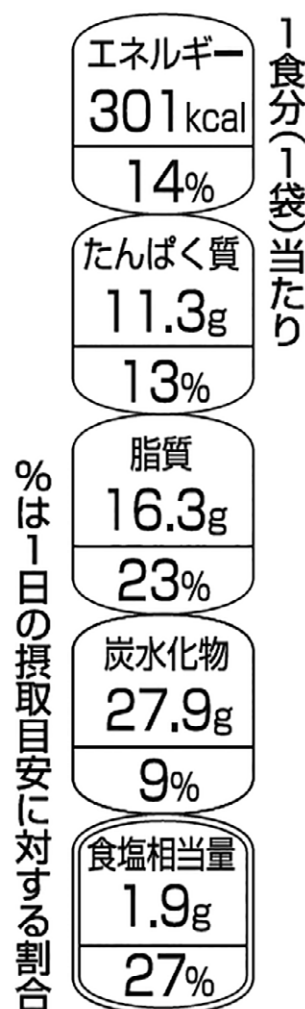
日本版包装前面栄養表示は、栄養強調表示に該当しないが、視覚的に目立たせた表示である。

そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の文字の大きさを他の栄養成分等と比較して大きくすることや、ある一つの栄養成分等の名称や量の色を他の栄養成分等と異なる色にすることなどの表示は適切でない。したがって、日本版包装前面栄養表示に用いる文字の大きさ及びフォントにおいては、栄養成分等の名称、量及び栄養素等表示基準値に占める当該量の割合のそれぞれについて統一し、日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字及び枠の色においては、背景の色と対照的な色であって、単色で表示する。

(7) 日本版包装前面栄養表示の例

ペットボトルなどの縦長の容器包装においては、消費者における日本版包装前面栄養表示の利活用しやすい観点から、日本版包装前面栄養表示を縦向きに表示することが可能である【図8】。

図8 日本版包装前面栄養表示の例(縦向き)



販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い

販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲は、次のとおりである。

- 水で抽出するもの（例：茶葉、コーヒー豆等）
- 水で希釈するもの（例：濃縮ドリンク等）
- 水で塩抜きするもの（例：塩蔵わかめ、塩蔵くらげ等）
- 湯切りするもの（例：カップ焼きそば、生麺等）
- 一般的に牛乳等の単品を加えるもの（例：ココア、シリアル等）

これらの食品については、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましい。

なお、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する場合は、消費者が摂取時の状態における表示であることを認識できるよう、以下の点に留意されたい。

- 摂取時の状態であることが分かる食品単位を表示する。
- 調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう調理方法を表示する。

その他

消費者庁が2024年度に実施した「加工食品における栄養成分等の表示実態調査」において、栄養成分等を容器包装の前面に表示している食品は、調査対象の食品のうち約16%であった。これらの食品関連事業者等の自主的な取組は、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスを向上するものであると考えられる。したがって、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組については当面の間、維持できるところとするが、食品関連事業者等においては、本ガイドラインを参考にした取組を積極的に推進することが期待される。

消費者庁においては、我が国における健康・栄養政策の動向、諸外国等における包装前面栄養表示の法的な位置付け等を注視しつつ、本ガイドラインが健康・栄養政策に即している内容であるかを定期的に確認していく。また、食品関連事業

者等の取組実態等や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、消費者や食品関連事業者等の双方にとって、分かりにくい考え方等がある場合には、迅速かつ柔軟に本ガイドラインの見直しを検討する。さらに、将来的に、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組における表示を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや栄養強調表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め見直しの要否を検討する。

おわりに

以上が、日本版包装前面栄養表示ガイドラインに示した、食品関連事業者等が一般用加工食品に日本版包装前面栄養表示を導入するための一般的な取扱いや望ましい在り方である。この際、本ガイドラインを理解する上でポイントと考える事項について、以下のとおり補足的に説明したい。

まずは、食品表示基準に位置付けない任意のガイドラインとした理由である。検討会では、当初は日本版包装前面栄養表示を食品表示基準第7条「任意表示」に位置付けることを含めて議論がなされた。仮に食品表示基準に位置付けた場合、食品関連事業者等において法令違反への懸念等から日本版包装前面栄養表示の導入に踏み切れないかもしれないことや、既に包装前面栄養表示に取り組んでいる食品関連事業者等の自主的な取組を後退させてしまうかもしれないなどの意見があった。一方で、食品表示基準に位置付けない場合、日本版包装前面栄養表示の様式の一部のみを用いて表示する、又は、食品関連事業者等が表示したい栄養成分のみを表示し消費者が栄養強調表示と誤認する可能性がないかなど、様々な形態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にとって分かりにくい状況が生じる懸念があるとの意見もあった。こうした議論を深めていく中で、最終的に、食品関連事業者等が包装前面栄養表示を導入するに当たっての一般的な取扱いやその望ましい在り方を示すことで、取組を進めやすくする基盤を整えることを重視し、食品表示基準に位置付けな

い任意のガイドラインとして整理した。

次に、日本版包装前面栄養表示の表示方法として留意しておきたい事項である。「1日の摂取目安に対する割合」に関しては、日本版包装前面栄養表示では、栄養成分等の量に加え「栄養素等表示基準値に占める当該量の割合」を前面に併記して表示することとした。これは、1日に必要な栄養成分等の量の目安を消費者自身が視認しやすくなることを通して、消費者の健康の維持・増進に資することを期待しているものである。また、様式上における食塩相当量の表記に関しては、ナトリウム（食塩）は身体に必要な栄養素である一方、現在の我が国の健康・栄養政策において「食塩の過剰摂取」が課題となっていることを踏まえ、食塩摂取量の減少に資する情報となるよう、枠を二重線としている。

こうした表示が実際の場面で活用されるためには、当該表示とした意味と中身を消費者自身に理解いただくことが重要である。例えば、性、年齢、身体活動レベル等に応じて、消費者ごとに必要な栄養成分等の量は当然に異なるため、1日の目安となる栄養素等表示基準値に占める当該量の割合は、必ずしも100%とはならない（個人の状態に応じて100%超え又は100%未満となる）ことも想定される。したがって、こうした表示の活用方法において留意が必要な事項を含めて理解促進を図ることが重要になる。

本ガイドラインでは、販売時と摂取時の栄養成

分等の量にかい離が生じる場合、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいとしている。発酵乳乳酸菌飲料業界に目を向けると、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品として、摂取時に原液を水で希釈する食品が流通していると認識しており、この場合は、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが可能である。そのため、発酵乳乳酸菌飲料業界で取り扱う食品の特性を生かした日本版包装前面栄養表示の取組を検討いただきたい。

消費者庁では、食品関連事業者等への普及啓発として、日本版包装前面栄養表示の表示方法等を解説したハンドブックを、令和8年度中に公表予定である。こうした普及啓発資材の活用を通じて、食品関連事業者等における日本版包装前面栄養表示の導入を後押ししてまいりたい。また、食品関連事業者等において、本ガイドラインに沿った統一的な様式を用いた包装前面栄養表示の活用が広がっていくことで、消費者サイドにおける認知度向上や活用促進につながると考える。このため、消費者庁では、日本版包装前面栄養表示の消費者による利活用に資する普及啓発に積極的に取り組む予定である。

消費者庁としては、日本版包装前面栄養表示が社会に着実に根付き、消費者の健康の維持・増進に資する食品表示として浸透するよう、業界団体を含めた様々なステークホルダーと連携しながら、本制度の周知や普及啓発に取り組んでいく。

《参考文献》

- 1) 消費者庁. 令和4年度食品表示に関する消費者意向調査報告書. https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2022/assets/food_labeling_cms201_230810_01.pdf (2026年9月10日アクセス)
- 2) 厚生労働省. 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針. <https://www.mhlw.go.jp/content/001102474.pdf> (2026年9月10日アクセス)
- 3) World Health Organization. Guiding principles and framework manual for front-of-pack labelling for promoting healthy diet. <https://www.who.int/publications/m/item/guidingprinciples-labelling-promoting-healthydiet> (2026年9月10日アクセス)
- 4) コーデックス委員会. GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING CXG 2-1985, ANNEX 2: GUIDELINES ON FRONT-OF-PACK NUTRITION LABELLING https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXG%2B2-1985%252FCXG_002e.pdf (2026年9月10日アクセス)